

しかし、実際には、受給者 B は会社 A を退職する以前から会社 C にも雇用されており、少なくとも上記の 180 日間については同会社に就職していたのに、当該事実を隠匿して申告していた。このため、受給者 B に対する基本手当 867,564 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	安定所	本院の調査に係る受給者数 人	不適正受給者数 人	左の受給者に支給した失業等給付金 千円	左のうち不当と認める失業等給付金 千円
神奈川横浜等 3		115	5	3,555	1,289
岐阜 阜大垣		34	1	579	546
計	4 か所	149	6	4,134	1,836

(67) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	31 人
老齢厚生年金の支給額の合計	41,624,023 円(令和 2 年度～ 5 年度)
不当と認める支給額	21,452,353 円(令和 2 年度～ 5 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 150 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

また、当分の間の特例として支給される老齢厚生年金では、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある 65 歳未満の者等が受給権者となっている（以下、老齢厚生年金のうち、特例として支給される老齢厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」という。）。

イ 老齢厚生年金の給付額

老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額（以下「基本年金額」という。）等となっている。

ウ 老齢厚生年金の支給の停止

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合（事業主が当該事業所から労務の対償として報酬を受けている場合を含む。）等において、総報酬月額相当額^{（注1）}と基本月額（基本年金額を 12 で除して得た額）との合計額が 480,000 円（令和 5 年 3 月までは 470,000 円。ただし、4 年 3 月以前の特別支給の老齢厚生年金については 280,000 円。以下同じ。）を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。

また、受給権者が 70 歳到達日以降に事業所に使用される場合、同事業主等は、原則として 70 歳以上被用者該当届等を提出する。

- ② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省（以下「本省」という。）が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

（注 1） 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前 1 年間の標準賞与額（総額）を 12 で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の提出が適正^{（注2）}になされているかなどに着眼して、9 地域部（4 年 3 月 31 日以前は 10 地域部）の管轄区域内に所在する 91 年金事務所が管轄する事業所等のうち、老齢厚生年金の受給権者等を使用している 245 事業所について、2 年度から 5 年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、91 年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 地域部 機構の本部に11(令和4年3月31日以前は15)の地域部が置かれており、管轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、6地域部(4年3月31日以前は6地域部)の管轄区域内に所在する19年金事務所が管轄する24事業所の老齢厚生年金の受給権者31人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が480,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届等が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの31人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の31人に対する老齢厚生年金の支給(支給額計41,624,023円)のうち計21,452,353円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったなどのため、事業主が被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等の提出を適正に行っていなかったのに、前記の19年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成7年1月に社会保険庁長官から老齢厚生年金の裁定を受け、6年12月分から令和5年5月分まで、老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、Aは遅くとも3年5月から、B事業所の事業主であったが同事業所から労務の対価として報酬を受けているため、常用的に使用される者として年金事務所に対して厚生年金保険の70歳以上被用者該当届の提出が必要であるのに、その提出をしていなかった。

このため、3年5月分から5年5月分までの支給額の一部計3,637,949円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地 域 部 名	年 金 事 務 所	本院の調査 に係る受給 権者等数	不適正受給 権者数	左の受給権者 に係る支給額	左のうち不当 と認める支給 額
		人	人	千円	千円
北 関 東 ・ 信 越	大 宮 等 4	55	8	9,594	4,877
南 関 東 第 一	港 等 4	114	8	8,323	1,641
南 関 東 第 二	船 橋 等 6	63	8	9,579	5,828
中	三 島 1	102	2	1,160	670
四	国 徳 島 南 等 3	18	4	11,744	7,560
九	州 佐 世 保 1	27	1	1,220	873
計	19 か 所	379	31	41,624	21,452